



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 167/2024年11月号

発行日：2024年11月29日

東京も一気に冷え込み、四季の一つである秋は一段と短くなり、年末に向け慌ただしい時期に突入してきましたが皆様はいかがお過ごしでしょうか。

今月も多くの国内外のニュースがありました。アメリカ大統領選挙に兵庫県知事選挙などの政治ニュースは社会の注目を集め、SNSの活用が社会を動かす原動力になっているとの解説もありました。メジャーリーグでは大谷翔平選手のナ・リーグ MVP 獲得、NBA では河村勇樹選手の2Way 契約など日本人の海外での活躍が目覚ましいです。スポーツの秋、SNSは少しやめて運動しましょう。

### 最新情報（2024年10月1日～2024年10月31日）

#### 1. 業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024 年 10 月 17 日	公開草案	「監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」の改正を受けた業種別委員会実務指針の改正について」(公開草案)の公表について	監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」(以下「監査基準報告書 600」という。)の改正(2023 年 1 月 12 日)に伴って、2024 年 2 月 8 日付けで監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」(以下「監査基準報告書 700 実務指針第 1 号」という。)が改正されました。  これを受けて、日本公認会計士協会(業種別委員会)は、監査基準報告書 700 実務指針第 1 号との整合性を図るため、以下の業種別委員会実務指針の見直しを行い、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。  業種別委員会実務指針第 7 号「生命保険相互会社における監査報告書の文例」 業種別委員会実務指針第 33 号「信用金庫等における監査報告書の文例」(以下「業種別委員会実務指針第 33 号」という。)	2024 年 10 月 31 日までに意見提出(終了済)

			<p>業種別委員会実務指針第 35 号「農業信用保証保険法による農業信用基金協会の監査に当たっての監査上の取扱い及び監査報告書の文例」（以下「業種別委員会実務指針第 35 号」という。）</p> <p>業種別委員会実務指針第 70 号「特定複合観光施設区域整備法に基づく監査に関する実務指針」（以下「業種別委員会実務指針第 70 号」という。）</p> <p>内容に係る主な変更点は次のとおりです。</p> <p>(1)全般</p> <p>監査基準報告書 700 実務指針第 1 号の改正に合わせて、各実務指針における監査報告書の文例の「財務諸表監査における監査人の責任」区分の記載又は監査基準報告書 600 を適用する場合の取扱いに関する脚注について、監査基準報告書 600 の規定に沿った修正を行った。</p> <p>(2)その他</p> <p>業種別委員会実務指針第 33 号及び業種別委員会実務指針第 35 号については、文中の「監査基準委員会報告書」を「監査基準報告書」に置き換えた。</p> <p>業種別委員会実務指針第 70 号については、監査報告書の文例におけるセーフガードの適用に関する記載等の修正を行った。</p>	
--	--	--	---	--

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024 年 10 月 1 日	意見	文部科学省「学校法人会計基準の一部を改正する省令案等のパブリックコメント（意見公募手続）の実施について」に対する意見について	<p>2024 年 7 月 29 日付けで文部科学省から「学校法人会計基準の一部を改正する省令案等のパブリックコメント（意見公募手続）の実施について」が公表されました。</p> <p>日本公認会計士協会では、本パブリックコメントに対する意見を取りまとめ、2024 年 9 月 2 日付けで文部科学省に提出いたしましたのでお知らせします。</p>	—

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

#### 5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

#### 6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024 年 10 月 11 日	研究報 告	中小事務所等施策 調査会研究報告第 2 号「委託審査制 度における審査の 方法等について」 の改正について	日本公認会計士協会（中小事務所等施策調査会）は、2024 年 10 月 10 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「中小事務所等施策調査会研究報告第 2 号「委託審査制度における審査の方法等について」の改正について」を公表いたしましたのでお知らせいたします。  今回の改正では、主に四半期開示制度の見直しに伴う改正と、監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」等への対応に関する改正を行っています。  なお、本研究報告は、委託審査制度のみならず、中小規模の監査事務所における事務所内の審査等においても、各監査事務所及び被監査会社等の実情に合わせて、適宜修正して利用することも想定して作成していることを申し添えます。	—

## II. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

「記述情報の開示の好事例集 2024（第 1 弾）」の公表：金融庁 2024 年 11 月 8 日

「有価証券報告書におけるサステナビリティに関する記載方法が分からない」との相談を頂くことがあります。2023 年 1 月 31 日に公布された改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、新たに記載が求められるようになり、開示事例も少ないことから財務諸表作成側の方々には頭を悩ましています。

金融庁が 2024 年 11 月 8 日に公開した「好事例集」はそのようなお困りごとを解決するのに参考になります。多くの好事例を掲載・比較してあり、他社では何をポイントにしているのかを知ることで自社に置き換えて検討することができます。掲載されている会社は好事例ですのでエクセレントな記載内容ばかりではありませんが、内容が充実していることが重要なのではなく、投資家等が期待するポイントが記載されているか、が

重要と思います。各事例には「好事例」となったポイントも記載されていますので、そちらだけでも参考になりました。

前半部分で取り上げられている投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示（全般事項）は以下のとおりです。

- ・サステナビリティ開示は中長期の経営戦略であることから、経営陣やガバナンスによるリーダーシップの発揮、**経営者の意思表示、経営陣の意向を示すことが重要**
- ・サステナビリティに関する活動内容の記載だけではなく、活動の結果や活動の過程で**何に貢献しようとしているのかについて開示することは有用**
- ・重要なサステナビリティ指標に関する実績について、**第三者保証を受けていることを開示することで、正しいデータや記述を行うため取組みを行っていることを示すことができるため、信頼性確保の観点において有用**
- ・同じ用語であっても、企業と投資家で考え方に違いがあるものがあるため、**用語を明確化することが重要**

サステナビリティに関する開示は、漠とする記述になってしまいがちですが、自社の検討結果を適切に伝達するためには記載内容のポイントを押さえておくことが望まれます。個別の好事例を知るだけでも参考になります。お時間があるときにお手にとってご覧ください。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703